

日本医学哲学・倫理学会
広報委員会
広報に関する内規

1. 目的

本内規は、日本医学哲学・倫理学会の会員が関与する研究に関する諸活動について、本学会を通じて相互に情報を提供し合い、研究活動の活性化を図り、研鑽を積むために定める。

2. 広報の対象

本学会会員が関与する以下の諸活動について、会員から情報配信の依頼を受けた場合に広報の対象とする。なお、本内規による広報は本学会による後援・協賛とは関連しない。

1) 研究に関連する諸活動

- (1)研究会やシンポジウム等の研究集会の予定
- (2)研究の推進に関連する事柄

2) 研究成果の公表に関する諸活動

- (1)書籍の著者・編者・監修者として研究成果を公刊した場合(共著、共編を含む)
- (2)研究成果をウェブサイトにて公開した場合
- (3)研究成果を YouTube にて配信した場合
- (4)その他、広報目的に合致する活動について
- (5)物故会員の上記業績に関して、現会員が推薦する場合

3. 前項に該当する場合でも、以下の場合には情報を配信しないことを原則とする。

- 1) 商業的 PR や営利を目的とするもの
- 2) 本学会の趣旨と合致しないもの

4. 広報委員会における協議・決定の方法

- 1) 基本的に広報委員長と2名の副委員長による協議・決定とする。
- 2) 1)の協議によって決定に至らなかった場合は、広報委員会の委員全員によるメール審議とし、委員の3分の2以上の賛同を得た場合に、会員に情報を配信する。
- 3) 情報配信の依頼者が広報委員長あるいは副委員長の場合は、広報委員会委員によるメール審議とし、委員の3分の2以上の賛同を得た場合に、会員に情報を配信する。

5. 情報の送受信および配信について

- 1) 会員への情報配信の手段は学会メーリングリストとする.
- 2) 情報配信を依頼する会員と広報委員会間の送受信には広報委員会のメール・アドレスを使用する.

広報委員会: itetsu-info@itetsu.jp

6. 本内規における協議・決定の対象とならない情報

1) 審議なしに本委員会から配信する情報

- (1) 国内外の公的機関等から配信依頼を受けた情報
- (2) 継続的に実施される研究会等であって、既に同一の目的・趣旨若しくはそれに準ずる内容で本委員会による協議・決定を経て広報された実績のある研究会等に関する情報のうち、本委員会が特に認めるもの

2) 本委員会から配信しない情報

- (1) 学会事務局からの情報
- (2) 選挙公報に関する情報

7. 本学会年次大会に関する情報

年次大会事務局と協議し、配信内容・方法を検討する.

附則 (2021年10月31日理事会承認)

本内規は2021年11月1日に施行する。本内規の施行をもって、2021年6月27日に理事会承認された「会員が関与する行事の広報に関する内規」を廃止する。

附則 (2024年3月12日理事会承認)

本内規は2024年4月1日に施行する。

以上